

○報告事項

教育委員会9月定例会について

○質問項目

- 1 高校教育改革について
- 2 旧県立体育館について
- 2 県立高松北中学校の事案について
- 3 台風・大雨等荒天時における学校の対応について

司会)

それでは定刻となりましたので、教育長の定例記者会見を始めさせていただきます。

まず、本日開催いたしました教育委員会9月定例会につきまして、淀谷教育長よりご報告させていただきます。

教育長)

それでは私のほうから、9月教育委員会定例会の内容のご説明でございます。議案が5件、その他報告事項が1件でございます。

議案の第1号、第3号、第4号につきましては、毎年11月に実施している教育委員会の各表彰についてであります。

議案第1号は、社会教育や文化財、スポーツ、教育行政などの分野で功労があった個人や団体を表彰する教育文化功労者表彰。第3号議案は、学校教育において積極的な取り組みを行い、顕著な成果を上げている教員を表彰する教育実践優秀表彰。第4号議案は、長年にわたり学校教育に功労のあった現職の教職員を表彰する教育功労者表彰を、それぞれご審議いただきました。

各表彰の被表彰者については、今後、ご本人のご意向も確認したうえで、10月下旬に発表する予定でございます。表彰式は、11月4日（水）に県庁本館21階の特別会議室で行う予定でございます。

議案第2号は、教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。学校における教育活動の実施に必要な業務を担当するため、職務上の命令により、教育職員免許状の取得が必要となる場合において、出願者の経済的負担を軽減するために、一定の要件のもとで手数料を免除することができるよう、所要の改正を行うものでございます。

議案第5号は、通勤手当に関する規則の一部改正です。

令和8年10月1日から、通勤手当の支給開始や増額改定の時期を、事実が生じた日の属する月の翌月から当月へ改めるため、所要の改正を行うものでございます。

その他事項は1件ですけれども、令和9年度香川県立高松北中学校入学者選抜実施細目・募集要項についてでございます。

お手元に資料も提供させていただいてございますが、令和9年度の高松北中学校入学者選抜の実施細目と募集要項について定めたので、その内容についてご報告したものでございます。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

司会)

それではご質問等ございましたら、お願いいたします。

なお、ご質問の際には、初めに社名とお名前をお願いいたします。

記者)

国のネクストハイスクール構想の関連です。今回、再申請されている3校を含めて、香川県関係4校すべて採択されておりますけれども、それについての受け止めと、今後についてどういう取り組みが必要とお感じでしょうか。

教育長)

追加公募の再申請の結果、すべての高校を採択いただいた。大変ありがたく思っております。これまで、知事部局もそうなんですけれども、産業界も含めて、いろいろなところと意見交換をしながら申請内容を固めてきたところでございます。いろいろな施設系の整備もございますので、申請内容に沿って準備を進めていきながら、できるだけ早く教育実践のスタートが切れるような形で準備を進めたいと考えています。

記者)

今回の計画に入れられていた内容についてなんですけれども、今おっしゃったように、設備投資の部分とか外部との連携ということもたくさんありました。こういった形で高校の魅力化を進めていくというようなことについては、どういうふうに発信されていくんでしょうか。

教育長)

発信の仕方は今までですと1つだけ。例えばホームページに載せましたとか、そういうツールですけれども、ツールは幅広く考えていくのかなと思っています。こんな魅力化が（進

んだ)という話はすぐにはないのかもしれませんが、粘り強く、教育内容を高度化したり、あるいは社会との接続を意識したり、あるいは以前から申し上げていますが、小中高と連携を強化することなどによって魅力を高め、そして、いろいろなツールで発信していければと思っています。

記者)

今回、金額的にもかなり上限は多いというふうに伺っています。

教育長)

そうですね。内示額は61億1000万ぐらいだったですかね。

記者)

そういった規模で取り組めるということについては、どうお感じでしょうか。

教育長)

今回、施設とか設備系も多いんですけども、人的な対応もそういったお金を使いながらやっていきます。令和9年度の概算要求は事項要求という形なので、何らかの対応が令和9年度以降もあるのかもしれませんが、今回いただく方向になったこの内示額の中で、この4校に限らずに、協力校も設定していますので、そういったところと連携しながら進めていくことができるので、非常にありがたいと思っています。

記者)

協力校というのは、4校ごとに設定されているんでしょうか。

教育長)

4校ごとに設定しています。

記者)

今、伺うことは可能ですか。

教育長)

全部は覚えていないですけど、例えば農業分野であれば、農業学科のある笠田高校とか石田高校は協力校になっていますし、工業分野であれば、坂出工業高校とか、あるいは高松工芸高校とか、工業科がある学校は、基本、教育校に設定させていただいています。

記者)

そういったところとも連携をしていく。

教育長)

はい。設備の共同利用とか。

記者)

船の体育館についてお伺いします。丹下事務所のほうから、平成 24 年に行われていた耐震診断についての見解が出ました。教育長としての受け止めに伺ってもいいですか。

教育長)

それは事務所としての声明ですから、個別にコメントはなかなかしづらいと思っています。

記者)

コメントしづらいとは言っても、平成 24 年の耐震診断書というのは、今まで県教委側が解体の必要性を判断する際に重要視してきた資料です。それに対して、実際にその調査を行った側から、本来の意図と違うと。葛藤という言葉も使って言われているわけですし、そういう意味で言うと、県の今までの主張に、ちょっと疑問を投じるような内容になっています。この点について、いかがでしょうか。

教育長)

そこがまさに争いというか、訴訟になっているのだと思っていますので。そういうことになりますと、裁判の進行に関わることでありますから、私のほうからコメントするのは適切ではないと思っています。

記者)

おっしゃる通り、そこが争点になっているからこそ、裁判の進行上、証拠保全の申し立てもされているわけです。知事会見のほうでもお話は出ていましたけれども、1 か月の工事停止で三者（裁判所、原告、県）の合意は取れているという話ではありましたが、この 1 か月の調査の結果を受けての評価を待たずして再開するというのは、これはこういった理由からそう判断されていますか。

教育長)

我々は解体という手法を選択して、それを進めていて、中断期間について 4 週間の合意をいただいているというだけなので、終われば工事を進めるという普通の対応かなと思っています。

記者)

その対応は分かっているんですけども、その 1 か月はあくまでも調査期間であって、その調査の結果を受けての裁判所側の評価、鑑定の結果が出るのはもう少し後になる、という

のはもちろん三者協議の中で出てきているわけで。ただ結局、解体の根拠となる安全性と危険性の話が再評価される前に、もう一度、解体を再開するという判断をされているのが、なぜなんですか。

教育長)

まさに、そこが争いになっていますので。我々は、もともと危険であるという判断の中で進めていっているところでございますので、それより踏み込んだことはなかなか申し上げにくいと思います。

一方で、これまで、昨年来からずっとご説明していますけれども、あの体育館は耐震性がない。支持杭の脆弱性がある。老朽化している。だから危険であるというのがまず前段にあります。その危険を取り除く方法として、補強改修という方法もあれば、解体撤去という方法もある。そういうことなんですよね。補強改修という方法をずっと模索していましたが、10 年来ずっとやっていましたが、できなかった。ではどうするのか。解体という方法を選択しました。その選択した方法に沿って、3 年半の間、手続きを進めてきたということが事実でありますから。それが今、訴訟になっておりまして、訴訟であれば、裁判の過程で自らの主張をしていくということだと思っています。

記者)

改めての確認になりますけれども、先ほど申し上げたとおり、平成 24 年の耐震診断を実施した事務所側から疑問を投じるような声明が出されたうえで、県としては、現時点では、平成 24 年の診断書に基づいて解体の必要性があると、倒壊の危険性があると判断されている。

教育長)

平成 24 年の診断によって、耐震性がないという判断であります。

記者)

耐震性がない。

教育長)

はい。それと詳細な検討をして、支持杭が脆弱である。そして老朽化しているということです。

記者)

もう一点、契約の工期が令和 9 年 9 月までです。工事の中断期間が 1 か月入って、現状の工期への中断による影響というのはあるんでしょうか。

教育長)

特にはないと思っています。令和9年9月17日を工期で設定していますが、令和9年9月に完了するように努力したいと考えています。

記者)

もう一点、(担当課は)営繕課のほうかもしれないんですけども、吹付けアスベストの新たな検出の話がありました。前はM2階ですかね。その時には、解体事業者側がちゃんと調査をした結果、あそこの範囲ですよ、と今年の2月に公表された。ただ今回、その階から、また新たに出てくるということで、そもそも、前回2月時点の調査が本当に十分だったのかなと。もちろん、責任は実施した業者側にあるとしても、監督する立場にある県として、2月の調査の有効性についてはどう考えますか。

教育長)

しっかりとやっていただいていたと受け止めています。そのうえで、施工する側も慎重に、また改めて調べた結果、発見されたということでもありますから、法令とか監督官庁とかの指示に従って対応していただけるように、我々もしっかり見ていきたいと思っています。

記者)

2月もそうですし、今回もそうですけれども、当初の設計段階では想定してない対応が入ってきていると思います。さらに、工期の中断も含めて1か月間空くわけで、かなり計画が崩れる中で、今後、予算内に収まる見通しを今お持ちなのかどうか。

教育長)

こういった工事については、現場での判断、対応とかがある中で、調整しながら進めていくような話になると思います。具体的に収まる、収まらないという話よりも、調整しながら進めていくものであるということでもあります。

記者)

それは承知しています。調整をする中で、もうすでに1か月間工事がストップ、アスベストが2回検出されている。ある程度、現状、予算内に収まるかどうかの調整はされているのではないかと思います。

教育長)

まさにそれは執行しながらの調整になりますので。

記者)

高松北中の元ALTのわいせつ事案の内部検証なんですが、現在、どのような状況でしょうか。

教育長)

今まさに、まだ検証しているところであります。教育委員会と学校、それと派遣業者、それらの対応を、改めて時系列で確認するということ、それと、学校あるいは教員や、派遣業者も含めてになりますが、聞き取りを直接行って、把握している事実関係の確認、個別具体に対応していく中でどのような対応を取ることができたか、そういったものを整理していく作業を丁寧にやっていっている段階でございます。

一方で、再発防止みたいなこともあります。今後、研修などを通じて、いろいろと周知していかなければならないこともありますから、そういったものは学校に示していければと思っています。

記者)

直接の聞き取りは始めているんでしょうか。

教育長)

しています。

記者)

その聞き取りの対象に、当時の校長先生は含まれていますか。

教育長)

当時の校長は、今はまだ入っていないですね。

記者)

今後、聞き取る予定はありますか。

教育長)

進捗の中で逐次報告は私も受けますので、その中で確認する必要があれば、当然聞くようになります。

記者)

今回の対応についての検証と、もう一つ、再発防止についても何かしらの結論を出す予定にしているんですか。

教育長)

今回の事案の事実を確認したうえで、対応についての検証と、対応がまずいとか、いろいろな課題が出てくるじゃないですか。それについて再発を防止するために、どのようなことが可能なのかは、改めて検討したいと思います。

記者)

再発防止については、前もって、何かしら学校に示すみたいな意向があるのかなと思ったんですけど、そういうわけではない。

教育長)

今はまだ、それは固まりきっていないですから、それも合わせて検討するということです。

記者)

結局、結論として、いつぐらいが目処ってというのは。

教育長)

聞き取りの内容とか、内容を整理するとか、その時間というのがなかなか読めなくて。けれども、急いでやろうとは思っています。

記者)

教育長は時間軸を頭に入れながらっていうことで早期の対応を想定していたんですが、逮捕から2か月経っていて、2か月経った段階でも、まだいつ結論を出せるのかという時期も示せないと。

教育長)

具体の時期となるとあれなんですけれど。例えば年内とか、年度内とか、そんな言い方になろうかなと思いますけれども、時間軸の議論を十分まだ内部ではできていないものですから、この場でお答えするのを差し控えているというだけです。

記者)

文書というか、人から聞き取れる以外のものについては、洗い出しというか、今まで出てきてないものも含めて探していくというか、そういうこともしているんでしょうか。

教育長)

文書というのは。

記者)

例えばアンケート結果だとか、それぞれの時期に何をしたかみたいなことが日誌等にも記載されていれば、そういうものがあるかないか、ということも含めて探していつているものなんですか。それとも、そういうところまではしないということなんですか。

教育長)

それは事実関係を確認するということですから、起こっていたことが書類を通じてわかるのであれば、それも確認していくようになるのかなと思います。

記者)

台風とか大雨のときの休校の判断について。県立学校では、学校長の判断で、学校の立地条件ですとか通学の範囲に応じて柔軟に対応されているということだったんですけども、先日、仙台市教育委員会が、翌日の悪天候が予想される場合に、前日の午後9時を目処に判断するというような方針を示しています。

香川県内でも、県立学校ですとか、あるいは市町の教育委員会に対して、前日に判断をするといった検討をするようにという考えはありますでしょうか。

教育長)

学校現場の実践を考えると、一律的な指示というか助言というのが適切なのかどうかというのは、ちょっと今すぐは思い浮かびません。今回でも、休校にしたところと、自宅待機みたいにしたところと、いろいろやっぱり置かれている状況によるのだと思います。天候だけじゃなくて、ほかの危機管理事案も含めてですね。ですから、一律に何かするというのは。内部でもそういう議論をしたことがないです。

ただ、今日そういうお話をいただきましたので、仙台市がどういう背景、どういう考え方でなさっているのか。市町の状況とか、県立学校の対応の状況はすぐ把握できますから、改めて状況は整理したいと思います。

記者)

県教委としては、荒天時の学校の休校の判断について、何か基準を示しているということはないという理解で合っていますか。

教委担当課)

各校で基準を決めています。

教育長)

だいたい（基準は）並んでいるんじゃないですか。

教委担当課)

朝6時の時点で警報が出ていれば自宅待機、さらに、学校によりますけれど、9時とか10時とかまで警報が続いていたら1日休校です、10時までに解除されていたら何時までに登校します、という基準を事前にホームページとか文書でお示ししているところです。

記者)

これだけ共働きが増えている中で、朝の6時とか7時の段階で判断しても親が困るといいますか、対応が難しいという観点からかなと思いますが、そういったことをご検討されていますか。

教育長)

これが私の独特の考えかどうか分かりませんが、学校が対応しなければいけないのか、それとも社会側がちょっと変わっていただけたら、学校側の対応がちょっと違ってくるのかなと思っていたりしまして。どっちが先に変わらなければならないかというのは議論があると思いますけれども。保護者の皆さんから、「朝早くから共働きで大変なのに、早く決めてくれよ」という声があるのであれば、いろいろ考えていかなければならないかなと思います。

ぜひ、そういうときには会社側が、「子育て大変なのだから、少し遅く来てくれてもいいよ」という社会になってほしいというのが、私の思いではありますけれども。

司会)

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で教育長定例記者会見を終了させていただきます。